

平成23年4月26日

第2277号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（198・農林政策課）…………… 1
- 公有水面の埋立ての免許（199、200・水産漁港課）…………… 1
- 松くい虫のまん延防止のための措置命令（201・森林整備課）…………… 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（202・河川砂防課）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（203・秋田地域振興局総務企画部）…………… 3

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（平鹿地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の定款変更の認可（雄勝地域振興局農林部）…………… 4

選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（43）…………… 4
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（44）…………… 4
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（45）…………… 4

告 示

秋田県告示第198号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第1項の規定により、次のとおり農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を変更したので、同条第6項に基づき、公表する。

平成23年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は、省略し、農林水産部農林政策課及び地域振興局農林部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第199号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定に基づき、告示する。

平成23年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 埋立免許の日 平成23年4月19日
- 2 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 秋田県
 - (2) 住所 秋田市山王四丁目1番1号
 - (3) 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
位置 山本郡八峰町八森字滝の間157、158、159及び160番地並びに同所字横間99番地の地先公有水面
面積 250.68平方メートル
 - (2) 埋立てに関する工事の施行区域
位置 山本郡八峰町八森字滝の間157、158、159及び160番地の地先公有水面並びに同所字横間99番地の地内及び地先公有水面
面積 5,267.28平方メートル
- 4 埋立地の用途 -3.0メートル岸壁用地

秋田県告示第200号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり埋立ての免許をしたので、同法第11

条の規定に基づき、告示する。

平成23年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 埋立免許の日 平成23年4月19日
- 2 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 秋田県
 - (2) 住所 秋田市山王四丁目1番1号
 - (3) 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域

位置 山本郡八峰町八森字岩館16番地1及び18番地1の地先公有水面
面積 205.67平方メートル
 - (2) 埋立てに関する工事の施行区域

位置 山本郡八峰町八森字岩館16番地1及び18番地1の地先公有水面並びに農林水産省所管国有財産地内
面積 1,487.24平方メートル
- 4 埋立地の用途 船揚場用地

秋田県告示第201号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、松くい虫のまん延を防止するため、同法第3条第1項第5号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する第3条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域 秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、三種町及び八峰町、南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村、仙北郡美郷町並びに雄勝郡羽後町及び東成瀬村
 - (2) 期間 平成23年5月16日から平成24年5月15日
- 2 森林病虫害等の種類

松くい虫
- 3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、被害対策として特別伐倒駆除を行う場合は、この限りでない。
- 4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が拡大し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

秋田県告示第202号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成23年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	
	郡市 町村 大字 字	地 番
猿間	大館市猿間字戸沢	67番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、67番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、68番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、68番3の一部（次の図に示す部分に限る。）、68番4の一部（次の図に示す部分に限る。）、104番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、104番2、105番の一部（次の図に示す部

		分に限る。)、106番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、189番、190番の一部(次の図に示す部分に限る。)
岩脇	北秋田市七日市字岩脇圃ノ内	22番の一部(次の図に示す部分に限る。)、27番の一部(次の図に示す部分に限る。)、29番の一部(次の図に示す部分に限る。)、道路敷(次の図に示す部分に限る。)
	北秋田市七日市字坂ノ上	28番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、28番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、31番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、33番1、33番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、34番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、37番の一部(次の図に示す部分に限る。)、37番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、道路敷(次の図に示す部分に限る。)
	北秋田市七日市字館ヶ下タ	90番の一部(次の図に示す部分に限る。)、91番の一部(次の図に示す部分に限る。)、道路敷(次の図に示す部分に限る。)、水路敷(次の図に示す部分に限る。)
鳥木沢	潟上市飯田川飯塚字鳥木沢	210番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、210番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、210番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、210番5、210番7の一部(次の図に示す部分に限る。)、210番8の一部(次の図に示す部分に限る。)、210番11の一部(次の図に示す部分に限る。)、210番15の一部(次の図に示す部分に限る。)、210番16、210番36の一部(次の図に示す部分に限る。)、210番37の一部(次の図に示す部分に限る。)、210番40の一部(次の図に示す部分に限る。)、219番11の一部(次の図に示す部分に限る。)、219番12の一部(次の図に示す部分に限る。)、219番13の一部(次の図に示す部分に限る。)、道路敷(次の図に示す部分に限る。)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第203号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成23年4月14日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社イサノ工務店
秋田市寺内字イサノ130番地4
代表取締役 小山 秀雄
秋田県知事許可(般-18)第40401号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実

平成23年4月14日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、横手市沼館土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

横手市雄物川町会塚字石塚116番地

菊 池 博

2 就任理事の住所及び氏名

横手市雄物川町会塚字石塚62番地の2

菊 池 義 一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、横手市沼館土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月18日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月8日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十三号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年四月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第一号）の一部を、次のように改正する。

別表第一中

公立米内沢総合病院	北秋田市米内沢字林の歴三番地	を削る。
-----------	----------------	------

附 則

上の規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成23年4月26日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,471

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

220,586

秋選管告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（そ

の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成23年4月26日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,161
能代市山本郡	26,214
横手市	27,940
大館市	22,300
男鹿市	9,540
湯沢市雄勝郡	20,425
鹿角市鹿角郡	11,601
由利本荘市	24,032
潟上市	9,641
大仙市仙北郡	31,768
北秋田市北秋田郡	11,463
にかほ市	7,684
仙北市	8,536
南秋田郡	7,536

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号